二七一〇・一二	軽質油及びその調製品	
	一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）	
	(一)　揮発油	
	A　低重合度の混合アルキレン	一キロリットルにつき二四九円
	(a)　トリプロピレン	
	B　その他のもの	一キロリットルにつき四五九円
	(b)　その他のもの	
	B　温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	無税
	(a)　製油の原料として使用するもの	無税
	(b)　その他のもの	
	(二)　灯油	
	A　低重合度の混合アルキレン	一キロリットルにつき三四六円
	B　その他のもの	三％
	(三)　軽油	一キロリットルにつき七五〇円
	(四)　重油及び粗油	
	A　温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	一キロリットルにつき四五九円
	(a)　製油の原料として使用するもの（関税法第五六条第一項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製品により得たものを含む。以下この号及び第二七一〇・二〇号において同じ。）	無税
	(b)　その他のもの	三％
二七一〇・一九	二　その他のもの	
	その他のもの	
	一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）	
	(一)　灯油	
	A　低重合度の混合アルキレン	一キロリットルにつき三四六円
	B　その他のもの	三％
	(二)　軽油	一キロリットルにつき七五〇円
	(三)　軽油	一キロリットルにつき三四六円
	B　政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	五％
	C　その他のもの	一キロリットルにつき九三四円
	(一)　揮発油	
	A　低重合度の混合アルキレン	無税
	(a)　トリプロピレン	二・六％
	(b)　その他のもの	無税
	B　その他のもの	五％

	(b)　その他のもの	
	(四)　潤滑油（流動パラフィンを含む。）	
	A　温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	四・六％
	B　その他のもの	九・六％
	(五)　その他のもの	四・八％
	二　その他のもの	三・九％
二七一〇・二〇	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを含む。）	
	一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）	
	(一)　揮発油	
	A　低重合度の混合アルキレン	一キロリットルにつき三四六円
	(a)　トリプロピレン	三％
	(b)　その他のもの	一キロリットルにつき七五〇円
	B　その他のもの	一キロリットルにつき三四六円
	(二)　灯油	
	A　低重合度の混合アルキレン	一キロリットルにつき九三四円
	B　その他のもの	五％
	(三)　軽油	無税
	(四)　重油及び粗油	
	A　温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	無税
	(a)　製油の原料として使用するもの	無税
	(b)　その他のもの	一キロリットルにつき四五九円